

すべては元日新丸船員の内部告発から始まった グリーンピースによる裏付け調査と告発まで

2008年1月、グリーンピース・ジャパンのもとへ調査捕鯨母船・日新丸の元乗組員だと名乗る男性から、日新丸船上で船員によってクジラ肉が横領されているという内部告発がありました。その内容は、船員たちが責任者らの黙認のもとで長年にわたって高級とされるクジラ肉の部位を大量に横領し、個人的利益のためにそれを販売しているというもの。そこでグリーンピース職員の佐藤潤一と鈴木徹は、その情報を確認すべく調査を開始しました。

2008年4月16日、調査を続けていた佐藤と鈴木は、船員たちの横領行為の証拠としてクジラ肉が入った箱を確保しました。その箱は、共同船舶株式会社（以下、共同船舶）の社員である日新丸の船員が、東京港に入港した日新丸から西濃運輸の宅配便を使って各個人宅などに送った100箱近い箱のうちの一つと見られ、塩漬け畝須（ウネス）が23.5kg入っていました。ウネスは「鯨ベーコン」に加工される高級部位。この23.5kgの塩漬けウネスの市場価値は、11万から35万円になると考えられます。またこの内部情報提供者は、横領された「塩漬けウネス」は常温でやり取りされ、船員などに「お土産」として配布される冷凍のクジラ肉とは違うものであることなども証言しましたが、その内容は別の複数の情報提供者とも一致しています。一方で水産庁は、事前のグリーンピースからの問い合わせに対し、調査捕鯨船団における船員への「クジラ肉のお土産」は存在しないと断言していました。

横領告発と逮捕・起訴

グリーンピース・ジャパンはこれらの調査結果を「告発レポート」にまとめ、2008年5月15日の記者会見で発表。同日午後、佐藤とグリーンピース・ジャパン事務局長の星川淳は東京地方検察庁に対して、自宅へクジラ肉を送った船員たちの横領行為を告発し、クジラ肉入りの箱を証拠品として提出しました。5月20日、東京地検は告発を受けらうえで正式調査を開始。翌日にはクジラ肉入りの箱を証拠品として受け取りました。

しかし、船員たちによるクジラ肉横領の疑惑は十分な調査をされないまま6月20日に不起訴処分となり、同日、佐藤と鈴木は証拠として確保したクジラ肉の窃盗容疑で逮捕されました。さらに、グリーンピース・ジャパンの事務所および職員数名の自宅が家宅捜索を受けて、青森警察署に身柄を移された佐藤と鈴木は勾留は26日間におよび、7月11日に窃盗と建造物侵入で起訴されました。その後、二人は保釈され、1年近い公判前整理手続きを経て2010年2月から公判がスタート。判決は同年9月の予定です。

*1: 2009年11月20日付けで弁護団が提出した予定主張より。

*2: <http://www.icrwhale.org/pdf/080718ReleaseJp.pdf>
「鯨肉をめぐる問題についての報告書」(2008年7月18日)



「ダンボール」と伝票に記載されていた箱には23.5キロにもおよぶクジラ肉が入っていた。



「ダンボール」に入っていたクジラ肉。

すべては元日新丸船員の内部告発から始まった グリーンピースによる裏付け調査と告発まで

だれが本当にクジラ肉を盗ったのか？

佐藤らが告発したクジラ肉横領に対する回答として共同船舶は、船員はクジラ肉を「お土産」として受け取ることが慣行となっており、こうしたクジラ肉は水産庁から補助金を受けている財団法人日本鯨類研究所（以下、鯨研）より合法的に購入したものだと言明。共同船舶は、佐藤らが証拠品としたクジラ肉23.5kgは「お土産」3名分を一つにまとめたものだと言明しています。これについて朝日新聞は、共同船舶の幹部が「お土産」は存在しないと明言していたことを示し、この説明が苦しい帳尻合わせだと指摘しました。

2008年12月、グリーンピース・ジャパンは共同船舶と鯨研の間で交わされたクジラ肉の売買契約と、「お土産」として配布するために購入されたクジラ肉の代金支払いとを示す関係書類の情報開示を求めました。2009年1月、水産庁は関係書類を公表しましたが、契約書や部位別の値段や量といった重要部分は、ほぼ完全に黒く塗りつぶされていました。

佐藤と鈴木と弁護団は、告発後にも寄せられた複数の内部情報提供者の発言やビデオなど、クジラ肉横領の事実を指摘する証拠を提示し、窃盗罪と建造物侵入罪に問われている二人の行為の正当性を主張。佐藤と鈴木と弁護団の行為は、調査捕鯨の不正を明らかにし、日本政府が国際的批判も省みずに固執する事実上の国営事業である調査捕鯨について、国内の議論を喚起するためのものでした。

これに関し、日本も批准している主要な国連の人権条約である「国際人権（自由権）規約」は、ジャーナリストやNGOが違法性を疑われる行為に踏み込んで公共の利益に寄与する情報を社会に提供した場合、得られた公共の利益とその行為によって失われた利益の均衡を図る必要があると定めています。

さらに、国連人権理事会の下に置かれた恣意的拘禁に関するワーキンググループ（作業部会）も、佐藤と鈴木と弁護団の逮捕・拘留が世界人権宣言および国際人権（自由権）規約に違反するとの勧告意見を、日本政府に伝えています。同ワーキンググループは、民主社会において市民が公務員の不正を監視する権利は保障されなければならないと断言しました。

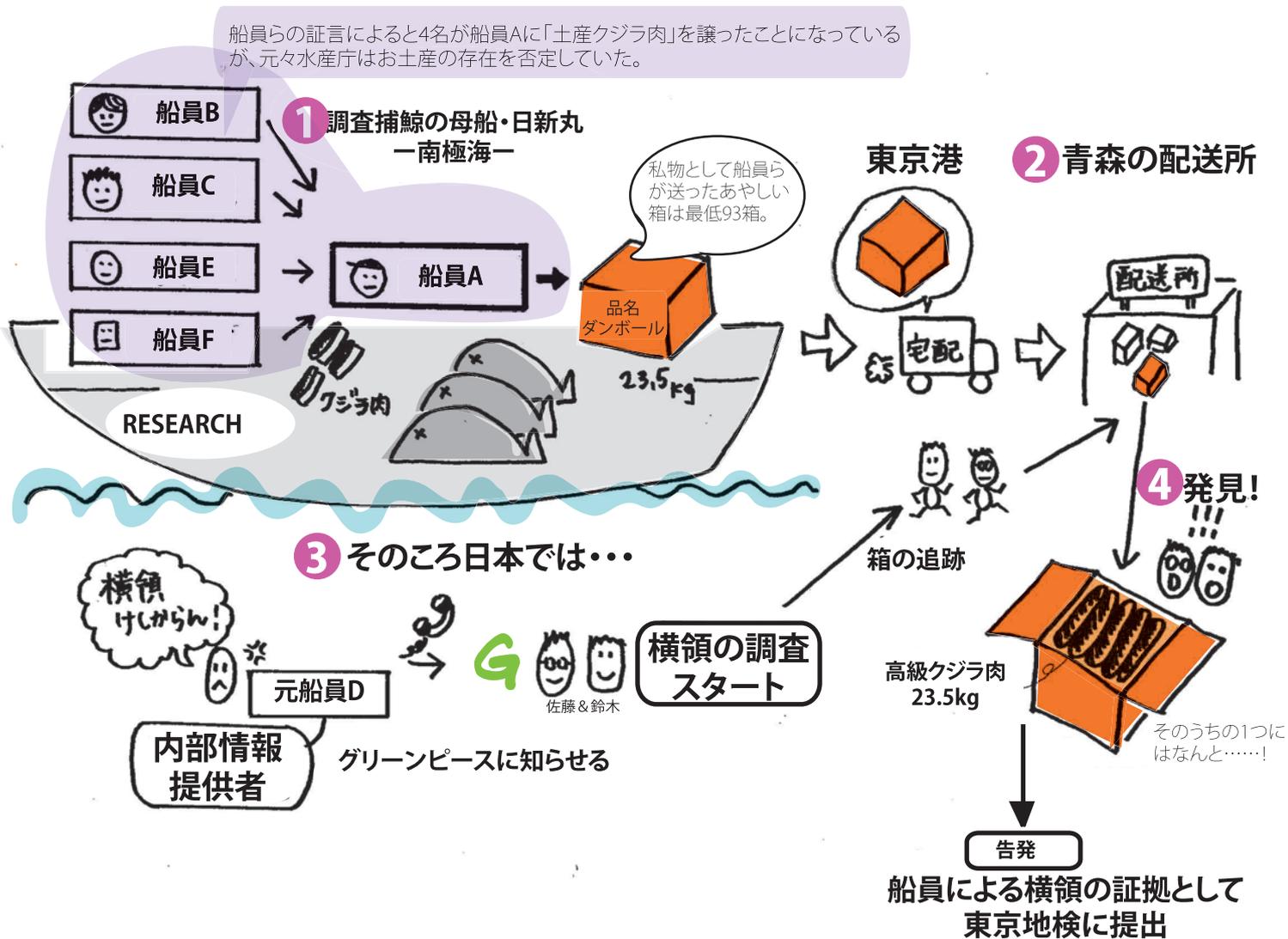
弁護団は佐藤と鈴木と弁護団の裁判にこうした国際的な人権基準が適用され、調査捕鯨の不正の有無も含めて議論される公平・公正な裁判を求めています。またクジラ肉裁判は、ジャーナリストやNGOの社会的役割と「表現の自由」にかかわる重要なケースとして国内外の注目を集めています。



2009年5月15日、第三回公判前整理手続後の記者会見。奥から佐藤潤一、海渡雄一主任__弁護士、鈴木徹。

©Greenpeace

すべては元日新丸船員の内部告発から始まった グリーンピースによる裏付け調査と告発まで



- 1 調査捕鯨母船・日新丸船上で、船員らは横領の高級クジラ肉（塩蔵ウネス）を作る。
（船員らは、クジラ肉の横領を否定している。クジラ肉を自宅へ送った船員Aは、他の船員4名（船員B、C、E、F）から「土産クジラ肉」を譲り受けたと証言しているが、元々船員C1人からもらったなど、何度も証言を変更した。）
- 2 船員Aは、私物の荷物として大量の高級クジラ肉を詰めた箱を自宅へ送った。途中、その箱は青森の発送所へ到着。
- 3 日新丸の帰港前、日本では～
日新丸の元船員Dから、グリーンピースへクジラ肉横領の内部情報が入る。その情報をもとに、職員の佐藤と鈴木は横領の調査をスタート。船員らの私物として船から降ろされた約93箱を追跡。
- 4 佐藤と鈴木は青森の発送所で船員Aの箱を確保。中から高級クジラ肉を発見。横領の証拠として、東京地検へ告発した。

調査捕鯨の利権構造

調査捕鯨の実施主体は財団法人日本鯨類研究所だが、捕獲作業に用いる捕鯨船や、クジラの計測、解体および肉の冷凍加工に用いる捕鯨母船などは共同船舶株式会社が保有しています。実作業にあたる乗組員も同社社員です。この会社はもっぱら水産庁に調査船と乗組員を提供し、調査鯨肉の販売を請け負うことを主業務としています。この捕獲行為に許可証と補助金を与えているのは農林水産省の外局である水産庁。互いの存続を支えあう構造が22年も続いています。

共同船舶

旧社名を株式会社日本共同捕鯨といい、1976年に大洋漁業と日本水産と極洋捕鯨が、それぞれの捕鯨部門を本社から切り離し統合させて、ただ一つの遠洋捕鯨専門会社となったものです。かつて100隻以上の船と1万人以上の船員を擁し、南極海に7船団を送り込んだ日本の捕鯨産業は、いまやわずか1船団200数十人。しかも捕鯨母船はトロール船を改造した日新丸。キャッチャーボート3隻を新造したとはいえ、往時の姿はありません。

日本鯨類研究所

財団法人日本鯨類研究所は、1987年に調査捕鯨の実施機関として設立されました。前身は1941年に大洋漁業（現在の（株）マルハニチロホールディングス）がスポンサーとなって設立された「中部科学研究所」。同研究所は1959年に「財団法人日本捕鯨協会・鯨類研究所」となり、さらに商業捕鯨の一時中止にともなうて現在の組織形態に改組されました。

日本鯨類研究所は水産庁から毎年約5～10億円の補助金を受け、南極海調査捕鯨の「副産物」である鯨肉の販売からも収入を得ています。

現理事長は、元水産庁次長の森本稔氏。他に理事にも天下り官僚がいます。

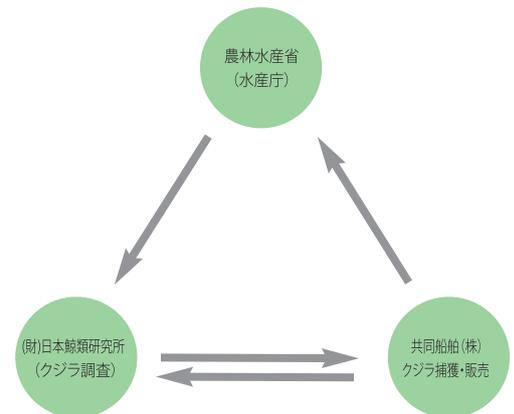
水産庁

水産庁は日本領海での鯨類捕獲、および日本国籍の船舶による鯨類捕獲の認可・監視などを担当する政府組織である。同庁はまた鯨類調査の主な資金源となっています。

現在、鯨研役員には水産庁から3人の元水産官僚が天下っている。水産庁が捕鯨を庇護し、てこ入れする強力な動機は、定年前に退職した上級国家公務員が多額の報酬を受け取る仕事に就けるからです。各省庁は、それぞれ管轄先の企業や機関に天下りポストを確保しています。鯨研役員は所帯の小さな水産庁にとって重要な指定席であり、これを失うことは官僚として耐え難い不名誉です。鯨研の最大の業務である調査捕鯨を取りやめることなど、水産庁の官僚には発想さえできません。

日本の「調査」捕鯨の裏には3つの大組織が関与している。

共同船舶、日本鯨類研究所、水産庁である。



調査捕鯨船員らによる横領の捜査再開申し立てに対し 検察審査会は重要証拠を無視して「不起訴相当」の決議

2010年2月10日、グリーンピース・ジャパンの星川淳と佐藤潤一は、2008年に調査捕鯨母船・日新丸の船員がクジラ肉を横領していたと告発した件が東京地方検察庁により不起訴処分とされたことについて、東京検察審査会に審査を申し立てました。東京地検による不起訴処分の妥当性について審査されることを期待したのですが、4月22日、東京第1検察審査会は公判中のクジラ肉裁判からもたらされる日新丸乗組員の証人証言など重要な判断材料を待たずに「不起訴相当」を決議しました。

審査申し立ての代理人を務めた田鎖麻衣子弁護士は、東京第1検察審査会に対し、クジラ肉裁判第6回公判(5月14日)でとりわけ重要な船員(東京地検に佐藤らが提出したクジラ肉入りの箱の送り主)の証人尋問が行われることを通知し、その証言内容を追加の証拠として提出することを伝えていました。検察審査会の議決は、その最重要証拠を検討することなく行われたのです。

検察審査会の役割を放擲(ほうてき)

「不起訴相当」の決議に関し、田鎖弁護士とグリーンピース・ジャパン事務局長・星川淳は、下記のコメントを公表しました。

「検察審査会は1回の期日で結論を出したと考えられるが、このような短い時間で、とても全記録の検討ができるとは思えない。これから最重要証拠である被疑者らの尋問調書を提出しようというときに、不起訴相当の判断を行ったことについては、検察の捜査を健全な市民の視点で見直すという審査会の役割がはじめから放擲(ほうてき)されていたとしか考えられない。仮に、判断の背後に捕鯨問題についての誤った理解や偏見があるとすれば言語道断である」



2010年2月10日東京検察審査会へ申し立てを提出するグリーンピース・ジャパンの星川と佐藤。弁護士たちとともに審査会がある東京地方裁判所の前で報道陣のインタビューに答える。

©Jeremy Sutton-Hibbert / Greenpeace

調査捕鯨船員らによる横領の捜査再開申し立てに対し 検察審査会は重要証拠を無視して「不起訴相当」の決議

審査会へ申し立てた「クジラ肉横領の再捜査」を求める理由

1. 東京地検が取り調べた船員らの証言に多くの矛盾点があり、信憑性がない。
2. 調査捕鯨主体（財団法人日本鯨類研究所、共同船舶株式会社）が、1度に900万円分ともいわれるクジラ肉を「口約束」だけで「土産」として処理したとするなど、きわめて不規則で不透明な会計処理をしている。
3. 船員がクジラ肉を捕鯨主体から横領したということだけでなく、そもそも調査捕鯨主体が税金投入事業において組織的にクジラ肉横領を許していた可能性が考慮されていない。
4. 不起訴決定前日の2008年6月19日に、船員の横領を明確に指摘する新たな内部通報があり、それを佐藤らが東京地検に届けたにもかかわらず、その調査を行わずに不起訴処分とした。

2008年5月15日、星川と佐藤は税金の投入される調査捕鯨事業で船員らがクジラ肉の高級部位を横領しているとして、日新丸の元乗組員である内部通報情報とその裏づけ調査のレポート、および横領の証拠となるクジラ肉1箱とともに、東京地検に対し船員12名を刑事告発しました。

その約1カ月後の6月20日、証拠として提出したクジラ肉の入手方法をめぐり、佐藤と、同じくグリーンピースの職員である鈴木徹が逮捕されました。さらに同日、逮捕を正当化するかのように、東京地検は船員ら12名を「嫌疑なし」の不起訴処分としたのです。二人の逮捕と同時に船員らを「嫌疑なし」としたクジラ肉横領の捜査は、まったく不十分のまま途中で打ち切れ、このたびの検察審査会による「不起訴相当」の決議で再度、クジラ肉横領は組織的に隠ぺいされ、闇に隠されたままとりました。

税金が投入される国営事業において、先の内部通報者によると「家が一軒建つ」と言われるぐらい、調査捕鯨母船の船員らが大量の高級クジラ肉を長期にわたり持ち帰っていたことの妥当性、そして調査捕鯨を監督する立場にある水産庁や事業受託組織（日本鯨類研究所と共同船舶）の幹部らが告発後にクジラ肉の持ち帰りについて矛盾する言い訳を繰り返していたことなど、検察審査会は厳しく検証したのでしょうか？

Q: 調査捕鯨のクジラ肉を船員たちは土産や私物にできるのですか？

A: 現在、商業的なクジラの捕殺は国際条約で禁止されています。しかし、日本政府は「調査」という名目で絶滅危惧種を含む年間1000頭近いクジラを捕殺しています。「調査」が主目的のため、調査後のクジラ肉は政府の厳重な管理下で適正に処理されなくてはならない決まりです。商業時代からの慣習のまま、もし明確な会計処理もなく調査捕鯨船団で現物支給のようにクジラ肉が勝手に分配されたり、船員らが私的に持ち帰ったりしていたとすれば、それは規則違反となり、政府はその管理責任を問われることとなります。

初公判

「土産」の矛盾と調査捕鯨の不正隠ぺいが明るみに

2010年2月15日、青森地方裁判所でグリーンピース・ジャパンの佐藤潤一と鈴木徹が「窃盗・建造物侵入罪」に問われているクジラ肉裁判の初公判が開かれました。2人が起訴されてから19カ月が経ってようやく始まった初公判。この日は、検察官の起訴状朗読、佐藤と鈴木の罪状認否、検察官と弁護団の冒頭陳述に続き、被害者とされる西濃運輸の青森支店長、および「調査捕鯨」を実施している共同船舶株式会社のクジラ肉販売担当幹部の証人尋問が行われました。

クジラ肉の横領について不透明な捜査

西濃運輸の青森支店長は、クジラ肉入りダンボール箱がなくなったことで被害を受けたとしましたが、20回以上も警察から問い合わせを受けたなかで、クジラ肉横領のことは一度も警察から聞かれなかったと証言。また、本人は箱の中身がクジラ肉だったことは知らなかったとし、もし中身を知らないまま違法なものの運び屋をさせられるようなことがあれば、それは運送業の冒涇になるから、そうならないように運搬物の中身は確認するようにしていると説明しました。



初公判後の記者会見で語る海渡雄一弁護士。

日新丸船上でのずさんなクジラ肉の管理実態が明らかに

共同船舶のクジラ肉販売の担当幹部は、日新丸乗組員が船上で商品にならないようなクジラの部位を消費するために個人で塩漬けにするケースがあると証言。さらに、乗組員たちがどのくらいの量を個人で塩漬けにしているかは管理していないことを明らかにしました。

証人尋問を終えて、弁護人のコメント

主任弁護人の海渡雄一弁護士は、「クジラ肉横領の不正な慣行が浮き彫りになった。今日の証人は矛盾だらけであり、今後行う日新丸乗組員たちの尋問で、さらに横領の実態が明らかにされるだろう」と感想を述べました。

また弁護団の日隅一雄弁護士は、「本日の尋問で共同船舶の幹部が、日新丸船上において乗組員らが自室に塩を持ち込み、私用のために塩蔵鯨肉を作っていることを認めた。さらに、どのくらいの量を各自が作っているのか監督するシステムもないという証言が得られたのは、クジラ肉横領を明らかにする大きな一歩となる」と語りました。

初公判

佐藤と鈴木の罪状認否スピーチ^(*)

佐藤潤一のスピーチ

最初に罪状認否を行った佐藤は、「わたしは、市民が不正を告発する行為を保障できる社会こそが、市民が主役である民主的な社会につながると信じており、この裁判で十分な議論をしてほしいとの願いをこめて、無罪を主張します」とスピーチを切り出し、次の3点を挙げて公平な裁判を訴えました。

1. 内部通報者の思いをムダにたくない

- ・身の危険を冒して連絡をくれた内部通報者の思いを尊重したい
- ・捕鯨船団における不正をこの裁判を通じて明らかにできると信じている

2. 税金投入事業での不正を明らかにするための行為だった

- ・毎年5億円以上もの税金が22年間にわたり投入され続けてきた事業での不正
- ・不正を知ったNGOの一人として、納税者に実態を知ってもらいたいと思った
- ・私利私欲のための行為でない

3. 民主的な社会とは、不正を指摘する市民の権利を広く保障する社会

- ・不正を厳しく罰すること、不正を指摘しようとする人を厳しく罰すること、どちらが良い社会につながるのかを問いたい
- ・この問題は、船員個人の横領疑惑だけではなく、調査捕鯨の主体である日本鯨類研究所、共同船舶株式会社、そして水産庁が三位一体となって行い、その不正が発覚した後に三者が隠蔽した公の機関を巻き込んだ腐敗
- ・国連人権理事会の作業部会は、今回の逮捕・勾留が国際人権法に違反していると日本政府に警告

鈴木徹のスピーチ

佐藤に続いて罪状認否を行った鈴木は、「この裁判は、事実上の争いがないなか、NGOそして市民が、税金の使われている事業における不正を追及した行為の是非が問われる場だと認識しています」とし、裁判を通じて多くのことを明らかにしたいと語りました。スピーチのポイントは下記のとおり。

1. 被告人として経験したいくつもの驚き

- ・たった2人のNGO職員を逮捕するために、合計75名もの警察官が動員された
- ・本件の被害者が横領鯨肉の箱の送り主でなく、運送会社職員とされた
- ・公判前整理手続きにおいて、青森地検はクジラ肉横領の実態に関する証人・証拠を不同意し続けた

2. 船員のクジラ肉横領は公然の秘密

- ・内部告発情報をもとに数カ月におよぶ徹底的な調査活動を実施
- ・クジラ肉を扱う業者間では、船員のクジラ肉横領行為は公然の秘密であった
- ・組織的な口裏あわせによって事実が隠蔽され、指摘した市民の口がふさがれた

鈴木は、「わたしたちは被告人席に座ってはいますが、この裁判は検察・警察の公正さを問う裁判、日本という国の民主主義レベルを示す裁判、そして調査捕鯨という嘘で塗り固められた虚業を裁く裁判だと思って望む」と、スピーチを締めくくりました。

*1: 佐藤と鈴木の話全文は、グリーンピース・ジャパンのウェブサイトでご覧になれます。

http://www.greenpeace.or.jp/campaign/oceans/whale/t2/speech_t2.html

第2回公判

「土産クジラ肉」について、さらに重大な矛盾が露呈

2010年3月8日に開かれた第2回公判では、ダンボール箱に入っていたクジラ肉のやりとりに関わったとされる共同船舶株式会社の元船員(仮称:船員C)の証人尋問が行われ、さまざまな矛盾が明らかになりました。とくに重大なポイントは下記の2点です。

共同船舶の元船員(仮称:船員C)の証言のポイント

土産用の塩漬けウネスは高級な部位

船員Cのこの証言は、初公判での共同船舶幹部の証言と相反します。幹部は、土産用のウネスは正規の製品にする肉の余った切れ端であり、船員が塩蔵しているのは安価な部分だと証言しました。しかし船員Cは、若いクジラの良いウネスが捕れたときに土産用としてウネスを取り分けるのではないかという質問に対して、「そうと思います」と証言。販売用クジラ肉を切り分ける作業中に、「見栄えのいい肉」を選んで船員のための土産品を作るということです。共同船舶が切れ端程度と説明していた土産が、実は高級クジラ肉であり、それが船員だけでなく財団法人日本鯨類研究所の調査員や水産庁の監督官にも渡っていることが判明しました。



青森地裁に入廷する佐藤、鈴木と海渡弁護士 2010年3月8日

©Jeremy Sutton-Hibbert / Greenpeace

「鯨肉横領の内部調査をやった」は虚偽

鯨肉横領の告発後、鯨研および共同船舶から内部調査のための連絡があったかという質問に対して、船員Cは「何の連絡もなかった」と答えました。しかし、鯨研と共同船舶が2008年7月18日付で水産庁に提出した「鯨肉をめぐる問題についての報告書^{*1)}」では、横領について乗組員全員を対象とした内部調査を行ったと発表しており、船員Cの証言と矛盾しています。船員Cの証言が真実だとすれば、鯨研と共同船舶が水産庁に虚偽の報告を行ったということになります。水産庁は、この内部調査を根拠に「問題なし」との判断を下していますが、その内部調査がそもそも適切に行われていない可能性が浮上したのです。

*1: 日本鯨類研究所プレスリリース2008年7月18日 「鯨肉をめぐる問題についての報告書」

第3回公判

日新丸元船員、「クジラ肉の横領を目撃した」と証言

2010年3月9日に開かれた第3回公判では、調査捕鯨母船・日新丸でクジラ肉の横領を目撃したとしてグリーンピースに内部告発情報を提供した元船員（仮称：元船員D）の証人尋問と、グリーンピース・ジャパンの佐藤の被告人質問が行われました。

共同船舶の元船員（仮称：船員D）の証言のポイント

内部通報者は捕鯨一筋40年の元船員

元船員Dは、昭和40年ごろ大手捕鯨会社に就職し、日本共同捕鯨、さらに同社が共同船舶と社名変更した後まで約40年間にわたって捕鯨に従事。現在の調査捕鯨母船・日新丸にも乗務したことがあり、商業捕鯨と調査捕鯨に長年携わってきた共同船舶の元社員です。元船員Dは現在も捕鯨に反対の立場ではありません。グリーンピースに内部告発情報をもたらしたことについて元船員Dは、調査捕鯨の現場のモラル低下から、このままでは調査捕鯨さえ続けられないことを危惧したためと話しています。

鯨研職員も高価なクジラ肉を持ち出し

証人尋問で元船員Dは、日新丸乗船当時、船員たちがクジラ肉の持ち出しをしている場面を目撃したと主張。さらに日本鯨類研究所の職員が、もっとも高価なクジラ肉である尾の身について「ほとんどの尾の身をサンプルだと持って行って（自分のお土産にしている）」と証言。また、土産クジラ肉が「水産庁用」や「国会議員用」などとしてあらかじめ分けて製造されているところを目にしたと述べました。

内部通報者に対して東京地検からは連絡もなし

さらに元船員Dは、2008年6月にグリーンピース・ジャパンの佐藤と鈴木が逮捕された後、青森県警の警察官に取り調べを受けたが、警察官は初めから船員らによるクジラ肉横領の事実はないことにする姿勢で、元船員Dにもそのような内容の調書にサインを求めたため、それを拒否したと証言。佐藤らがクジラ肉横領を告発した東京地検からは、佐藤が逮捕前日に元船員Dの新たな内部通報を担当検事に伝えていたにも関わらず、連絡すらなかったと明かしました。

佐藤潤一の被告人質問ポイント

社会に不正を知らせることが目的だったと証言

一方、グリーンピース・ジャパンの佐藤は3時間にわたる被告人質問に答え、グリーンピースの調査捕鯨に対する考え方や、最初の内部通報者からクジラ肉横領の告発を受けて始まった調査活動の全容を語りました。この中で、佐藤らが写真やビデオなどで記録しながら調査活動を行っていたこと、クジラ肉入りの箱を確保したの個人的な利益のためでなく、社会に不正を知らせる目的だったことを証言。さらに、不正を目撃したNGO職員として、その場でクジラ肉入りの箱を確保し、捜査機関に提出しようと考えたと、当時の心境も語りました。最後に、佐藤は、「NGOが法律を破っていいとは絶対に言っていない」と強調したうえで、「ただ、市民が（政府や企業の）不正に直面したときに、それは例外として認められる、そういう社会のほうにより民主的なのではないか」と裁判官に訴えました。

*1:2009年11月20日付けで弁護団が提出した予定主張より。

*2:<http://www.icrwhale.org/pdf/080718ReleaseJp.pdf>

「鯨肉をめぐる問題についての報告書」(2008年7月18日)

第4回公判

「逮捕・勾留で市民社会に萎縮効果を与えた」—被告人鈴木が語る

2010年3月10日に開かれた第4回公判では、グリーンピース・ジャパンの佐藤潤一に対する検察官からの反対尋問、および同じくスタッフの鈴木徹に対する主尋問と反対尋問が行われました。

鈴木徹の被告人質問ポイント

うやむやにできないように証拠をそろえて告発したかった

事件の前後を語った鈴木は、個人宅へ送られたダンボール箱入りのクジラ肉を確保して、これは国策事業である調査捕鯨の大きなスキャンダルと確信したが「国会議員にもクジラ肉をもらっている人がいるという情報をもらっていたので、当局がきちんと捜査するとは考えられなかった。そのため世論も巻き込んで、警察や検察がうやむやに絶対できないような状態で、きっちり告発すべきだと思って準備をした」と語りました。実際、日新丸船員らによるクジラ肉横領を詳細なレポートにまとめ、証拠となる塩蔵ウネスとともに東京地検に告発したにも関わらず、十分な捜査も行われぬまま「船員らに嫌疑なし」として不起訴となり、同じ日に、佐藤と鈴木は窃盗と建造物侵入の容疑で逮捕されたのです。

グリーンピースに対する過剰な捜査

鈴木は、逮捕当日のグリーンピース・ジャパン事務所と彼の自宅を含めた複数の職員宅への家宅捜査は、公安警察38名、青森県警37名、計75名の警察官が出動する過剰なものであり、公共の利益のために活動するNGOや市民活動を委縮させるものだったと証言しました。

何のための逮捕なのか

佐藤と鈴木逮捕容疑の対象とされた行為については、詳細なレポートを1カ月以上前に公表しており、記者会見を開いて具体的に発表済みでした。さらに2人は、要請があればいつでも出頭すると警察に伝えていました。また、容疑の対象物である「クジラ肉入りダンボール箱」は、クジラ肉横領を裏づける重要証拠としてすでに東京地検が保管していました。それにも関わらず、メディアを巻き込んだ大がかりな逮捕劇とその後26日間にわたる勾留が行われたことについて、鈴木は今回のケースは著しく均衡を欠いており、「日本の市民社会に深刻な萎縮効果を与えた」と訴えました。



青森地裁に入廷する佐藤と鈴木

第5回公判

「もし有罪判決となれば国際人権規約違反」——国際人権法専門家が証言

3月11日の第5回公判では、国内の刑事裁判では異例ともいえる外国人専門家が証言台に立ちました。証人採用されたデレク・フォルホーフ教授（ベルギーのヘント大学）は、国際人権法・メディア法の専門家の立場からヨーロッパ人権裁判所の多数の判例をもとに、国際人権（自由権）規約は国内刑法に優先されるべきであることと、持続可能な民主主義のために青森地裁が考慮すべき点を説明しました。

デレク・フォルホーフ教授の証言のポイント

クジラ肉裁判は「表現の自由」の未来を左右する重要なケース

フォルホーフ教授は、佐藤と鈴木の実行は政府の不正を指摘するという公共の利益に寄与するものであり、国際人権法の定める「表現の自由」の権利行使にあたると説明。さらに、2人を罰することは市民が不正を追及する権利に萎縮効果を与え、健全な民主社会の形成を妨げると指摘しました。立川事件や葛飾事件のように、ビラを集合住宅のポストに配布する行為が有罪判決を下される事例を挙げ、「表現の自由」を刑罰によって過剰に制限する日本の現状が、国連人権（規約）委員会で非難されていることにも触れました。そのうえで佐藤と鈴木の実行は、国連人権理事会の作業部会が2人の逮捕・勾留について「恣意的」で国際法違反だったとの意見を日本政府に伝えるなど、世界的に注目を集める裁判であることから、クジラ肉裁判の判決が日本における「表現の自由」の未来を左右する重要なものになるとの見解を示しました。



第5回公判後の記者会見で話すデレク・フォルホーフ教授

国内刑法と矛盾がある場合、国際人権（自由権）規約を優先すべき

フォルホーフ教授の証言は、海渡雄一主任弁護人の質問に答えるかたちで午前10時半から休憩をはさんで午後4時まで続き、法廷はその明快な回答に耳を傾け続けました。教授は、日本も批准している国際人権（自由権）規約が定める第19条の意味と、その刑法に与える影響を説明。国際人権（自由権）規約は、1979年に日本が批准した国連の2つの重要な人権条約のひとつであり、その第19条は「情報を求め、受け、及び伝える」自由も含めた「表現の自由」について保障していると強調。日本は批准国として条約を遵守する義務があり、日本の裁判所は、自由権規約と刑法の間に矛盾がある場合には自由権規約を優先すべきことを説明しました。

民主社会におけるNGOの役割について

次にフォルホーフ教授は、民主社会におけるNGOの重要性を語りました。今回の佐藤と鈴木の実行は、国費投入事業である調査捕鯨における不正行為を告発するという公共の議論に寄与するものであり、国際人権（自由権）規約第19条で保護される「情報を求め、伝えること」の一例とみなせると説明。とくに国際人権規約にもとづいた判例では、政府の不正を指摘する行為について民主社会の発展のためにNGOやジャーナリストに広く認められたケースが数多くあることを証言しました。

《ヨーロッパ人権裁判所の判例》

「Steel及びMorris 対英国事件、別称マック名誉毀損事件」英国の裁判で有罪判決が下され、その後ヨーロッパ人権裁判所が人権条約の第10条の違反があったと判断した有名な事件の判決文より引用。^(*)

民主的社会においては、ロンドン・グリーンピースのように小規模で非公式の活動団体であっても自身の活動を効果的に遂行できなければならない。また、主流ではないこのような組織及び個人が健康や環境など一般的な公共の利益に関する問題について情報や思想を普及させることにより、公共の議論に寄与できるようにすることに大きな公共の利益が存在する

フォルホーフ教授はこれに関して、民主社会において報道機関が重要な役割を果たす一方で、健康や環境、人権などの問題については、NGOの詳細な専門知識が企業や政府による意志決定の質を向上させるために役立つことを認めた重要な判例だと述べました。また、ジャーナリストや市民、NGOもそれぞれ情報源を持っており、それを公共の利益のために使ったり、あるいは当局がきちんと捜査をしない場合に、それに対してプレッシャーを与えたりすることが求められていると説明しました。

*1: Steel及びMorris 対英国事件、2005年2月15日、申立番号68416/01。ロンドン・グリーンピースは、佐藤と鈴木が属するグリーンピースとはまったく別の団体。

第5回公判

「もし有罪判決となれば国際人権規約違反」——国際人権法専門家が証言

「表現の自由」の行使は公益と損害のバランスをみるべき

「表現の自由の行使にも制限があるのではないか」という趣旨の質問に対してフォルホーフ教授は、国際人権法では表現の自由が制限される場合、問われている行為によって得られた公共の利益と侵害された利益とを比べ、判断されなければならないと説明しました。つまり本件の場合、裁判所は、国費投入事業で行われていた違法行為を指摘した佐藤と鈴木の行為によって得られた公共の利益と、クジラ肉入りの箱の送り主と西濃運輸が失った利益を考量しなくてはならないということです。

フォルホーフ教授はさらに、ヨーロッパ人権裁判所における判例やデンマーク最高裁の判例を紹介しました。たとえばデンマークで、ジャーナリストが空港の安全管理を問題にするために空港内のレストランからステーキナイフを盗み、それを搭乗ゲートまで持ち込んだうえ、その証拠として写真を撮影するという行為が問われた事件があります。このジャーナリストは現場で逮捕され、空港内で武器を保持したかどで起訴されます。しかし、ジャーナリストが指摘した空港のずさんな安全管理体制がその後改善されるなど、その行為によって得られた公共の利益が損なわれた利益よりも明らかに大きかったことから、結局は無罪判決となりました。この例では、そもそもジャーナリストは「自らの利益のためにナイフを持ち出したわけではない」ため、窃盗で起訴されなかったことも注目し、説明。つまり、このように公共の利益に関連するケースでは、懲罰を科すのではなく、罰することが民主社会に必要なかどうかを判断すべきだとしたのです。

クジラ肉裁判において考慮すべき7つのポイント

フォルホーフ教授は、クジラ肉裁判とヨーロッパ人権裁判所のさまざまな判例とを比較し、青森地裁が考慮すべきポイントとして以下の7点を挙げました。

1. 佐藤と鈴木が収集した情報は公共の利益に寄与するものであった。一般市民や社会全体として、その件について知られることが重要であったという点。
2. 効果のある代替的な手段が実際になかったという点。船員の横領について証拠を確保し提示するほかに手段はなかった。
3. クジラ肉入りの箱は、非常に重要な証拠であったという点。隠して行われていたことについて、この箱が非常に説得力のある証拠となった。
4. 箱の確保行為によって経済的、物理的、精神的に大きな損害・ダメージはなかったという点。
5. 不法領得の意思がなかった、二人の行動は自らの利益のためではなく、不正な行為を告発し、当局に捜査を行ってもらったためだった。
6. この証拠をもとに、佐藤と鈴木は誇張なしに事実を発表した。
7. ジャーナリストやNGO、市民によるこのような活動に制裁が科されると、政府・公権力の監視に必要な調査報道や不正告発を萎縮させる結果となる点。長期的に見て、民主主義あるいは透明性という点においてマイナスの効果を生み出してしまう。

有罪判決となれば国際人権規約違反

最後にフォルホーフ教授は、「佐藤と鈴木は26日間の逮捕・勾留は国際人権(自由権)規約第19条に違反する」と、国連の恣意的拘禁に関するワーキンググループ(作業部会)がすでに意見を表明していることに言及し、公判の結果については、「実刑が不当とみなされることは確実だが、罰金や訓戒という形の軽い警告であっても、公判前に2人が受けた不当な捜査や拘禁に対し、不要で正当かつ根拠がないものとみなされる可能性がある」と強調しました。

そしてフォルホーフ教授は、次のように述べて証言を締めくくりました。「日本が開かれた多元的な社会に向けてさらに発展していくつもりなら、NGOなどがもたらすさまざまな声を考慮すべきだ。重要なのは、民主主義社会においていま行われていることに透明性を確保しなくてはならないし、メディアやNGOの独立性がもっと必要だという点である。この事件について判断するにあたり、すべての利益が考慮されなければならない」

第6回公判

検察の思惑がはずれ、クジラ肉横領はなかったとする日新丸船員らの証言が矛盾

5月11日の第6回公判では、塩漬け高級クジラ肉を自宅へ送っていた日新丸船員（仮称：船員A）と、同僚で「土産クジラ肉」の製造に深く関わる船員（仮称：船員B）への証人尋問が行われました。公式に配布される「土産」のクジラ肉を授受したという二人の証言が食い違い、組織的な事実の隠ぺい工作が露呈したのです。

日新丸船員2人の証言が矛盾

佐藤と鈴木が窃盗罪に問われている高級クジラ肉（塩漬けウネス）は、2人が証拠として確保した段ボール箱に全部で10本入っていたことから、箱の送り主である船員Aはこれまでの調書で、数名の同僚から「土産」を譲り受け、それを切り分けて10本にしたと本数のつじつまを合わせていました。しかし本裁判の尋問で、「土産」を譲った人数が二転三転し、さらに船員Bは船員Aへ塩漬けウネスを譲ったと証言したのにもかかわらず、午後の証人尋問で船員Aは「船員Bからはもらっていない」と証言するなど、両者の証言が完全に矛盾しました。

クジラ肉のDNA鑑定結果を証拠として追加請求

クジラ肉裁判の弁護団は裁判後、船員Aが塩漬けウネスを切り分けた件について、その事実の客観性を確認するためには各ウネスのDNA鑑定と実物の照合が必要であり、公平な裁判のためにも検察側はそれに同意すべきだと、裁判所に塩漬けウネス現物の証拠調べを申し立てました。

船員Bの証言と矛盾点

船員Bは、日新丸の船上で製造される高級クジラ肉（塩漬けウネス）の製造監督の立場にあり、2008年の検察の調べに対し、日新丸下船前に塩漬けウネスを1本船員Aに譲ったと証言している人物。

1. 船員Bは、本裁判の証人尋問で計4本の塩漬けウネスを「土産」として共同船舶から配布され、うち1本を船員Aに譲ったと証言。しかし、2008年の調書では配布されたのは7本と答えている。
2. 船員Bは航海終了時、私的に自宅へ送る荷物として、「土産」の塩漬けウネス以外に衣類など日用品を入れた箱は通常2箱になると証言。2008年には6箱を送っている事実を弁護側から指摘され、衣類以外に何を送ったのかとの質問に、私物の宅配は常温であるにもかかわらず、「冷凍赤肉や南極の氷を送った」と述べた。
3. 調査のためのサンプルはトラックで運ばれるという証言の後、2006年に日新丸が金沢に帰港した際、調査捕鯨団の石川創調査団長（当時）が「サンプル」と書かれた箱を自家用車に積み込んでいる写真を見せられて、説明に窮する。
4. 船員Bは、日本捕鯨協会の指示により日新丸船上でクジラのベーコンを作っていたと証言し、新たな事実が発覚。税金の投入される国営事業において、事業と無関係の団体が鯨類調査という本来の事業目的以外の指示を出していたことが判明。



「下船時に6箱も何を送ったのか？」の質問に赤肉（冷凍品）とか、南極の氷とか、と言葉をにごした船員B。弁護士は「常温で氷を送ったら溶けますよ」と指摘した。

第6回公判

検察の思惑がはずれ、クジラ肉横領はなかったとする日新丸船員らの証言が矛盾

船員Aの証言と矛盾

船員Aは、佐藤と鈴木が窃盗罪に問われている箱入りクジラ肉を自宅へ送った本人。

1. 本裁判の尋問で、船員Bから土産クジラ肉は譲り受けていないと証言。調書によると、船員Aは2008年に譲り受けた人数を1名から2名、さらに4名と変えたが、本裁判でふたたび3名へと変更。午前に行われた船員Bの証言と完全に食い違った。
2. 2008年、日新丸帰港時、常温で私物の荷物を送っていたのは23名との確認が取れており、本裁判の船員Aの証言でうち17名が製造手であることが判明(残り6名はなお職種不明)。
3. 船員Aは、箱に入っていた塩漬けウネスは譲り受けたものを切り分けたので10本になったと調書で述べているが、切り分けたのなら断面の肉の色は異なるはずであることを指摘され、合理的な説明ができなかった。
4. 日新丸に乗船時、ホームセンターで買った特殊な分厚いビニール袋と塩5キロを持ち込んだと証言。分厚いビニール袋はゴミ用ではないとも語り、塩5キロは船上の食事用と述べた。グリーンピースの調査によれば、このビニール袋は通常、漬物用として売られているものに相当。また、約半年の航海で、提供される給食に加えて個人使用のために5キロもの塩が必要になるとは考えにくい。
5. 検察からの「被告人に対する処罰について何か考えていますか」との質問に、「別にありませんけど」と答える。



箱に入っていた塩漬けウネスは切り分けたものだとする船員Aの証言の矛盾を説明する日隅弁護士。公判後の記者会見にて。

第7回公判

日本の民主主義の発展のために、歴史的な判決を望む

6月8日の第7回公判では、弁護団の最終弁論と佐藤と鈴木の最終陳述、検察の求刑が行われ、同裁判は結審しました。

最終弁論

最終弁論で弁護団は、公共の利益のために行動した佐藤と鈴木の行為は、日本国憲法21条の表現の自由と国際人権(自由権)規約で保障されるべきであると2人の無罪を主張し、裁判所に日本の民主主義のさらなる発展につながる判決を、と求めました。

また、逮捕からこれまでの約2年、被告人2人の主張は事実にもとづきまったくブレずに一貫しているのに対し、クジラ肉横領はなかったとする元船員らや共同船舶幹部の主張は調査や証言のたびに異なり、なおかつお互いの証言が矛盾していた事を指摘。国営事業である調査捕鯨関係者の横領と証拠隠ぺいの不正は動かしがたく、それを明らかにした被告人らの行為は正当だと主張しました。

クジラ肉のDNA鑑定結果を証拠採用、クジラ肉の送り主(日新丸船員)の証言が崩れる

佐藤と鈴木が窃盗罪に問われている高級クジラ肉(塩漬けウネス)は、2人が証拠として確保した段ボール箱に全部で10本入っていたことから、箱の送り主である船員Aは、クジラ肉5本分をそれぞれ2分割したので10本になったと証言していましたが、本公判で採用されたDNA鑑定によるとクジラ肉7本が同一個体のクジラで、他3本が別の個体であったことが判明。2分割したクジラ肉が奇数になることはありません、船員Aの証言の矛盾が科学的にも明らかになりました。

検察の論告、クジラ肉横領の事実を否定せず

検察は佐藤と鈴木ともに1年6カ月を求刑。検察の論告では、調査捕鯨関係者によるクジラ肉横領について、横領の事実を否定する主張はまったくありませんでした。

判決は、本年9月6日月曜日。

*佐藤と鈴木 of 最終陳述は別紙参照



第7回クジラ肉裁判で結審を向かえた弁護団と佐藤と鈴木。(6月8日)



第7回公判後の記者会見で話す鈴木徹。(6月8日)

第7回公判——佐藤潤一の最終陳述

「私たちが無罪を獲得することは、日本の『表現の自由』と『NGOの権利』の確立に不可欠だと信じる」

最終陳述全文

2008年の5月、私たちが調査捕鯨の不正を明らかにするとして東京で記者会見を開いてから、すでに2年以上が経過しました。この2年間、調査捕鯨船の船員や水産庁職員、鯨研職員らがなんの記録も残さずに持ち帰った高級鯨肉について、その正当性を示す客観的な証拠はなに一つ公表されていません。それどころか、すでに弁護団や鈴木が述べたように、この裁判を通じて鯨肉を持ち出していたことに関する矛盾が数多く明らかになっています。最終的には、鯨肉のDNAという揺らぐことのない科学的な証拠も、箱の送り主である船員の証言が信憑性のないものであることを証明してくれました。

調査捕鯨船における不正な鯨肉の存在は、この事業に関わっていた元船員が私たちにその実態を暴露してほしいと依頼してきたものです。それも最終的に一人ではなく、複数の船員が証言してくれています。この法廷でも、そのうちの一人の元船員が内部告発情報を証言してくれたことは、調査捕鯨における不正の深刻さを示していると思います。

不正を指摘した後に、鯨研や共同船舶は鯨肉を土産として配布することの透明性を確保するという目的で、その量などを公表することにし、それまで行われていた水産庁の監督官や鯨研職員への鯨肉配布をやめています。さらに、船員らが隠れて持ち出す行為についても、別の内部告発者から現在は難しくなったと連絡を受けました。私たちが鯨肉を確保して東京地検へ告発したからこそ、この不正が正されたのであって、もしそれがなければ今でもこの不正は続いていたはずで

私たちが明らかにしようとした調査捕鯨の不正は、現在までその責任を問われておりません。ただ、その代わりにその不正を指摘した私たちが、このように裁判でその責任を問われています。

2009年の9月には、国連人権理事会の恣意的拘禁に関するワーキンググループが日本政府に対して、鈴木と私の訴追が恣意的であり、日本政府は市民が不正を暴く行為を認める必要があるとの意見を伝えています。また、日本はもちろん世界中から延べ50万人以上の人たちが、私たちの裁判を応援してくれました。最近では、人権問題において国連で最高の地位にある国連人権高等弁務官のナバナセム・ピレイ氏が新聞社のインタビューで、「鯨肉裁判に憂慮」とし、「NGOによる調査は社会にとって重要な役割」と発言していることでわかるように、この裁判は世界的に注目されるものになっています。

民主的な社会の形成のために、NGOの役割は今後さらに増していくことになると思います。この裁判中にも述べましたが、今回の件をきっかけにNGOの活動に無条件の免罪符を与えて欲しいということを言っているわけではありません。政府や企業の不正、税金のムダづかいなどの市民および社会の関心事について、それを広く社会に問いかける行為については、国際人権法が認めるようにその正当性についてより寛容に判断し、社会に萎縮効果を与えないという判断をしていただきたいと強く願います。

私たちはあらためて無罪を主張します。私たちがこの件について「無罪」を獲得することが、この国の「表現の自由」と「NGOの権利」の確立に不可欠だと信じています。

不正を厳しく罰すること、不正を指摘しようとする人を厳しく罰すること、どちらが良い社会につながるのでしょうか？ どちらが、市民が主体となる本当の民主的な社会の形成に役立つのでしょうか？

お時間をいただきまして、ありがとうございます。

以上です。

第7回公判——鈴木徹の最終陳述

「私たちの行動には大きな社会的意義があったと信じる」

最終陳述全文

法廷で行われた証言の数々は、内部告発者の情報どおり、調査捕鯨の現場で鯨肉横領が行われていたこと、そして「現物支給の土産である」というつじつま合わせが破綻していることを示したのではないのでしょうか。

共同船舶幹部社員は、現物支給した畝須肉を「2級品だ」、「1級品相当だ」、「1級品の端切れだ」などと迷走したあげく、「報告は1級品、清算は2級品」という信じられない言葉を口にした上、その清算は口約束のみの相殺である、と証言しました。共同船舶の言い分を裏づける書面や証拠が存在しないことも明らかになりました。

西濃運輸社員は、箱の送り主である船員が「鯨肉が入っていた」と説明したと証言しているにもかかわらず、「1カ月持つ生ものだと聞いた」「鯨肉だとは思わなかった」と述べ、鯨肉であることを知らされていたことを認めませんでした。

元船員の内部告発者は、鯨肉の横領が長期にわたって公然と行われていたことのみならず、国会議員、水産庁、日本鯨類研究所がこれらの行為に関わっていることも証言しました。

また、青森県警の警察官が、横領の事実を否定する調書内容をあらかじめつくってきて、内部告発者に署名捺印を求めたことも、決して見過ごすことができない重い事実です。

3人の船員においては、各自の証言自体が一貫性に欠け、最終的にまったく辻褃の合わない証言を行いました。また、東京地方検察庁が横領鯨肉疑惑の調査をきちんと行っていなかったことも語られました。

箱の送り主である船員は、「自分が被害者として扱われていないのは不当だ」とも言いました。

そして多くの疑問点が残りました。

- なぜこのように、船員たちの供述についてあらゆる点で辻褃が合わないのか？
- なぜ箱の送り主のもらった鯨肉に関する記憶がここまであいまいで、どの調書とも証言が一致しなかったのか？
- なぜ箱の送り主が自宅に30kg以上の畝須肉と30kg近い雑肉を送り、1カ月足らずの間に30kg以上を自宅で消費したなどと言ったのか？
- なぜ船員たちは鯨肉の正規取り扱いについて知らなかったのか？
- なぜ共同船舶や日本鯨類研究所は内部調査を徹底して実施しないのか？
- 最後まで開示されなかった調書等のマスキング部分に、いったい何が書いてあったのか？
- 鯨肉を受け取っていた国会議員、水産庁官僚、日本鯨類研究所職員らはいったい誰で、どのくらいのものを受け取っていたのか？
- 東京地方検察庁は鯨肉横領の捜査をどこまでしたのか？
- 青森県警・警視庁の調書にそもそも信頼性があるのか？

これらの疑問点に対して裁判所が正面から向かい合い、判決を下すことを願います。

最初の内部告発者は、「捕獲しすぎて処理できなくなった鯨肉を大量に海洋投棄していること」「鯨肉の組織的横領があること」「クジラのガンが多数発見されているが、隠蔽されていること」という3つの情報を私たちにもたしらしてくれました。これがそもそも、この鯨肉事件の発端です。そして、これらも調査捕鯨を巡る不正の数々のほんの一部、氷山の一角なのです。

この裁判は、調査捕鯨に関する不正をNGO、つまり一般市民が社会に暴こうとしたことが問われているものです。

私と佐藤が逮捕され、26日間勾留されたことについて、すでに国連の恣意的拘禁に関する作業部会をはじめ、国際社会から大きな疑問符をつきつけられています。

この疑問符に対して裁判所が明確な答えを出し、この判決が市民の情報を収受する自由に関して、つねに振り返られる重要な事例になることを心から願います。

私たちは社会に不正を知らせるため、そして犯罪を告発するために鯨肉を確保したのです。そしてその結果、これまで隠されていた多くの不正が明らかになり、そのいくつかは改善を余儀なくされました。

私たちの行動には、大きな社会的意義があったと信じています。

私は、国策事業の不正を暴き告発したNGO職員として、そして一市民として、このような市民の活動が今後もこの社会で尊重されるためにも、私たちに対して無罪の判決が下されることを強く希望します。

以上です。

地裁判決 「知る権利はゆずれない」

2010年9月6日：青森地裁が「懲役1年、執行猶予3年」の判決を下し、即日控訴へ

地裁判決 「知る権利はゆずれない」

懲役1年、執行猶予3年

2010年9月6日午後、佐藤潤一と鈴木徹は判決を受けるため青森地裁に入りました。佐藤と鈴木が裁判官の前に立つと、静まり返った法廷に小川賢司裁判長の声が響き始めます。裁判長は「被告人両名は窃盗と建造物侵入により懲役1年、執行猶予3年とする」と判決を先に言い渡し、判決に至った経緯を、弁護団が提示した主張に沿って返答する形で読み上げていきました。

不法領得の意思があったのか

日本の法律では「窃盗」と認められるためには「不法領得（他人のものを自己の所有物と同様に、その経済的用法に従いこれを利用し又は処分する意思）」が必要とされています。弁護団は、佐藤と鈴木にはこの「不法領得の意思が全くなかった」、むしろ彼らは「公共の利益のために行動した」ということを最初の弁護側主張としていました。しかし青森地裁は、段ボール箱を開け内容物を調査し、その結果を公表したことで被告人はあたかも自分たちが所有者のように箱を扱ったと判断し、窃盗に当たるとしました。

目的が正当であったのか

青森地裁は、佐藤と鈴木らの行為はたとえ外形上は刑法に触れる行為であっても、より大きな犯罪を防ぐには必要であり正当化されるという二番目の主張も却下しました。弁護団は、クジラ肉が入った段ボール箱一箱を確保し、東京地検に提出することが、調査捕鯨船での不正を証明する唯一の方法であり、実際にこの方法で、調査捕鯨船での不適切なクジラ肉の取扱いを是正させることができたとなりました。

しかし、裁判所は「たとえ公益を目的としたものであったとしても、その調査活動の過程で刑罰法令に触れる行為をして他人の権利を侵害すること」は是認できないとして「法と社会が許容するところではない」としました。この結論に至るにあたり、地裁は「関係証拠によれば、確かに、従来の調査捕鯨活動において、捕獲したクジラの肉の取扱いに一部不明朗な点があり、被告人らが本件鯨肉の存在を公表したのを契機に、そのような取扱いが見直されたことは認める」という認識を示しましたが、このことが「他人の財産権ないし、管理権を侵害した本件犯行を正当化する余地はない」と述べています。



判決後、裁判所から出てきた被告ら

地裁判決 「知る権利はゆずれない」

2010年9月6日:青森地裁が「懲役1年、執行猶予3年」の判決を下し、即日控訴へ

国際人権法と日本国憲法で保障されている「表現の自由」の権利行使にあたるか

弁護団がもつとも重要な主張としてきた、佐藤と鈴木の行為が国際人権法と日本国憲法が定める「表現の自由」で保障されるかどうかについて、裁判所は十分な説明を示さないまま退けました。

弁護団は裁判所が日本も批准している国際人権(自由権)規約第19条(3)にある「3つの基準」を判断のガイドラインとして適用するよう強調していました。この基準は、国家機関が市民の「表現の自由」の権利行使を規制できる基準として定めているものですが、この基準は民主的な社会実現するために「必要な」場合に限るとされています。よって、今回のケースのように、不正を指摘するという行為を罰することは、不正を実行するものを許すという間違ったメッセージを発することになるため、規制は民主的な社会の形成に「必要ない」とすべきものだとして弁護団は主張したのです。

また、弁護団は裁判所が今回のような「公共の利益」のために行動することに「有罪判決」を下すことで、不正を追及するジャーナリストやNGO、市民に萎縮効果を与え、本来の民主的な社会形成を妨げると主張していました。しかし、裁判所は被告人を窃盗と建造物侵入で有罪にするのは第19条(3)に十分整合すると結論づけ、被告人の行為は違法であり「捜査押収業務に等しい」ため、有罪判決がジャーナリストやNGO、市民による合法的な調査に萎縮効果を与えるという考えは「あり得ない」と退けました。

即日控訴へ

上記3つの主張をすべて退けた青森地裁に対し、佐藤と鈴木は「欧州人権裁判所がすでに実行しているように、刑法の条文に触れるかどうかを裁くのではなく、民主的な社会につながるかどうかで判断してほしい。不正を厳しく罰することと、不正を指摘しようとする人を厳しく罰することと、どちらが本当に民主的な社会につながるのか。知る権利はゆずれない。」とし、判決後行われた記者会見で仙台高裁に控訴したことを発表しました。

日本の司法制度の問題

日本の刑事司法制度は、形式的には近代民主主義国家にふさわしい体裁を整えています。裁判所と検察が互いに独立した機関であり、フランスの制度を手本にした刑法をもち、基本的人権を保障する憲法も存在します。しかし実際は、裁判所は検察側をかなり重んじており、検察官は真実の追求よりも容疑者を有罪に追い込むことを重視しているようです。

日本では、窃盗や殺人など刑事犯罪の容疑で逮捕された場合、容疑者を最高72時間まで勾留することが認められています。この間に起訴するか証拠不十分で釈放するかが決められることになっています。しかし実情は異なります。日本の検察は10日間の勾留の延長を2回請求でき、裁判所は十中八九これを認めます。したがって、日本の勾留期間は最長23日間と考えるべきであり、佐藤と鈴木はこの限度いっぱいまで拘置されることになりました。

容疑者はこの間、警察留置場(代用監獄)で毎日尋問されるのが通例です。佐藤も鈴木も、腰縄で椅子に繋がれ、国際的にはスタンダードである弁護士の立ち会いや取り調べの様子の録音録画もなく、長いときには連続8時間におよぶ取り調べを連日受けました。しかも最初の3日間(つまり逮捕直後の72時間)に行われた取り調べでは、おもに「事件とはまったく関係のない家族や趣味のことなどばかり聞かれました。そのあげく、検察は「時間がもっと必要だ」と勾留の延長を請求。つまり最初の72時間で決着をつけるつもりなど初めからなかったのです。

近代の民主主義国家では、取り調べのための拘束はできるだけ短いのが望ましいとされ、24~48時間に限られています。これは、不起訴という判断までに長時間拘束することは人権上大きな問題だという意味と、時間をかければ尋問が実を結ぶというわけではなく、かえって自白を強要し、えん罪を生み出す恐れがあるという共通認識にもとづくものでもあります。そもそも、警察は逮捕前に容疑を裏づける確たる証拠を持っていなければならないのですから、自白に頼る必要はありません。ところが日本ではいまだに自白が重視され、容疑者が「私がやりました」と自白する確率は91.2%に上ります(2004年現在、最高裁発表)。

無罪を申し立てない被告人は、勝ち目が非常に少ないことになります。裁判所は正式には独立していることになっていますが、実際には検察側をかなり重んじています。被告人側は、検察官が保持している該当書類への十分なアクセスを許可されないことが多く、召喚できる証人が厳しく制限されています。日本では無罪放免は非常にまれであり、2004年において、地方裁判所レベルでの訴訟13,698件中、無罪放免となったのはたった24件でした。有罪判決率は実に99.8%に上ります。



写真 世界各国の日本大使館では、佐藤・鈴木逮捕に抗議し、調査捕鯨の不正を告発する気持ちは同じだと「ARREST ME TOO (私も連行して)」と日本政府に訴えた。

日本の司法制度の問題

日本政府は、刑事裁判の有罪判決が100%に近いのは司法制度がうまく機能しており、無実の人が裁判にかけられることがない証拠だと主張しています。しかし、国連・拷問禁止委員会は2007年、日本の代用監獄とそこで行われる取り調べの現状がえん罪の温床になっていると結論し、勧告を採択しました。以下に抜粋を紹介します。

「(司法の独立性)：当委員会は、日本において司法の独立が不十分であること、とくに裁判官の在職権が保障されず、また裁判官の独立性を担保する手立てが整備されていない点について懸念する。

(中略)

「(代用監獄)：当委員会は、被逮捕者が検察庁に送検された後ですら、起訴に至るまで長期間にわたって警察の留置場に拘禁され、そのような拘禁が広くまた組織的に利用されていることに深刻な懸念を有する。これは、被拘禁者の勾留および取調べに対する手続上の保障が不十分であることとあいまって、被拘禁者の権利を侵害する危険性を高め、事実上、無罪推定の原則や黙秘権、防御権を尊重しないことにつながりうる。とりわけ、委員会としては以下の点について深刻な懸念を表明する。

(中略)

d) 警察留置場における未決拘禁期間(起訴もしくは不起訴による釈放が決定されるまでの勾留期間)が、罪状一件につき最長23日間にもおよぶこと。

(中略)

h) 未決拘禁中の被拘禁者の弁護人へのアクセスが制限され、とくに検察官が被疑者と弁護人との接見について自分の都合で特定の日時を指定する権限を持つため、弁護人の立ち会わない取り調べを常態化させていること。

i) 弁護人には、警察が保有する記録のなかの被拘禁者に関連する資料に対するアクセスが制限されているのに対して、検察官には起訴時点でどの証拠を開示すべきかを決定する権限が与えられていること。

(中略)

「未決拘禁に対する効果的な司法的統制が欠如している点と、無罪判決よりも有罪判決のほうに極端に傾いていることに照らし、刑事裁判で自白にもとづいた有罪が非常に多い事実について当委員会は深刻な懸念を表明する。また、警察拘禁中の被拘禁者に対する適切な取り調べがなされていることを裏づける手段がない点、とくに取り調べ持続時間に関する厳格な制限がなく、すべての取り調べにおいて弁護人の立ち会いが必要条件となっていない点について、当委員会は懸念する。ii

「国連人権委員会は、日本が主な人権条約の一つである『市民的及び政治的権利に関する国際規約』(国際人権自由権規約)を遵守しているか定期的に点検しているが、同委員会も最近の3つの報告書で類似の懸念を表明している」iii



写真 左から、佐藤潤一、主任弁護人の海渡雄一弁護士、鈴木徹。青森地裁での公判前整理手続き第1回協議後、記者会見に臨んだ。

出典

i http://www.courts.go.jp/english/proceedings/statistics_criminal_cases_index.html を参照。

ii 国連拷問禁止委員会、2007年8月3日、拷問禁止条約19条の下で提出された初回日本定期報告の結論、UN Doc. CAT/C/JPN/CO/1、<http://tb.ohchr.org/default.aspx> で参照。

iii 国連人権委員会、1993年11月5日、1998年11月19日、2008年12月18日、市民的・政治的諸権利40条の下で提出された第3回、第4回、第5回日本定期報告の結論、UK Docs. CCPR/C/79/Add.28, CCPR/C/79/Add.102, CCPR/C/JPN/CO/5、<http://tb.ohchr.org/default.aspx> で参照。

国連人権理事会作業部会が日本政府に警告

佐藤と鈴木の逮捕・勾留は世界人権宣言に違反

2009年9月、国連人権理事会の「恣意的(しいてき)拘禁に関するワーキンググループ(作業部会)」は、日本政府によるグリーンピース・ジャパンの佐藤潤一と鈴木徹の逮捕・勾留が世界人権宣言の18条、19条、20条などに違反するという「意見」を採択し、日本政府に伝えました。

日本政府が、同ワーキンググループから国内の刑事事件について国際条約違反の警告を受けるのは、1991年にこの作業部会が設置されてはじめてとなる極めて異例のことです。i

「市民には不正を追及する権利がある」と明言

日本政府に届けられたワーキンググループからの「意見」には、以下のようなことが述べられ、佐藤と鈴木の「市民が公務員の不正を調査し、疑惑を裏づける証拠を明らかにする権利」が侵害されていると警告しています。

「被告人らは、自身の行動がより大きな公共の利益を実現するとの信念のもと、税金で運営される捕鯨事業内で行われている横領という犯罪行為を白日の下に晒すべく行動したものである。同人らは、自身の訴える捕鯨事業内で発生している不正の証拠の入手方法につき、積極的に警察・検察に協力してきたが、その協力的な姿勢は一切評価されていない。政府回答は、横領行為の存在を否定することもなく、また被告人らの上記の協力的な態度に言及することもない

「本ワーキンググループは、思想良心の自由及び表現の自由、集会の自由、汚職の疑惑を調査し、政府政策に対して異を唱える自由は、いかなる場合においても保障されなければならないと考える。市民は公務員の不正が疑われる場合にはこれを調査し、疑惑を裏づける証拠を明らかにする権利を有している

「佐藤潤一氏及び鈴木徹氏両名の身体拘束は恣意的で、世界人権宣言第18ないし20条、並びに日本も批准国である市民的及び政治的権利に関する国際規約第18条及び19条に違反するものであり、(中略)本ワーキンググループは日本政府に対して、市民的及び政治的権利に関する国際規約第2条、10条、14条、19条に定める国際基準に適合する公平な手続のもとで、被告人らの防御権がすべて、かつ完全に尊重されるよう保障することを要望する」

今回の「意見」は、2009年3月16日に国連との協議資格を有する国際的な人権NGOであるアムネスティ・インターナショナル国際事務局その他の人権擁護団体が、佐藤と鈴木の逮捕に懸念を表明して、このワーキンググループに通報したことがきっかけです。

ワーキンググループは日本政府からの弁明も受け、両者の意見を検討した結果、「世界人権宣言に違反している」との意見を日本政府に伝えました。この「意見」には法的拘束力はありませんが、国連人権理事会のもとに設けられた権威ある人権保障制度にもとづくものであり、2010年3月1日から26日まで開催される国連人権理事会に提出される報告書に掲載され、全世界に公表されることとなります。

日本について個別のケースが人権理事会に報告されるのも、これがはじめてです。



Q: 国連人権理事会の「恣意的(しいてき)拘禁に関するワーキンググループ(作業部会)」とは?

A: 国連人権理事会は安全保障理事会、経済社会理事会と並ぶ三大理事会の一つとして2006年に発足した。47カ国の理事国からなり、日本も理事国。「恣意的(しいてき)拘禁に関するワーキンググループ」は、政治的迫害などのために逮捕・拘禁された人に関する通報を受けて調査し、その結果を当該政府に報告、違反がある場合には改善を促している。

Q: 世界人権宣言の18条、19条、20条とは?

A:
第18条
すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条
すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条
1. すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
2. 何人も、結社に属することを強制されない。

i 1992年以降、国連人権理事会への報告書に掲載されている事例から判断
<http://www2.ohchr.org/english/issues/detention/annual.htm>

国連人権高等弁務官、「NGO調査は重要」とクジラ肉裁判に注目

2010年5月、来日したナバナセム・ピレイ国連人権高等弁務官は朝日新聞のインタビューに答えて、公判中のクジラ肉裁判への懸念を表明しました。

ピレイ高等弁務官は、日本の調査捕鯨を告発するグリーンピース・ジャパンのメンバー2人が鯨肉を持ち出したとの疑いで逮捕・起訴され公判中の事件に関して、「言論と結社の問題だ」と懸念を表明したうえ、次のように述べました。

NGOによる調査は、社会にとって重要な役割。グリーンピースに限らず、一般的に尊重されるべきだ
(2010年5月15日、朝日新聞より抜粋)



ピレイ国連人権高等弁務官

ピレイ高等弁務官は、今後もクジラ肉裁判の進展を知らせてほしいとの意向を示し、グリーンピースよりピレイ氏の事務所へ逐次詳しい情報が報告されています。

国内外の法律学者や弁護士その他、ノーベル平和賞受賞者のデズモンド・ツツ名誉大司教やベティ・ウィリアムズもクジラ肉裁判に関心を寄せています。日本におけるNGO活動をはじめとする市民の結社の自由、ジャーナリストやNGOの調査活動の権利および表現の自由にとって、クジラ肉裁判の行方は重要な試金石となるでしょう。日本の民主主義が本当に発展し成熟していけるよう、歴史的な判断が望まれます。

国連人権高等弁務官とは

国連人権高等弁務官は、国連の人権分野における統括者。国連事務次長の地位を有し、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の長を務める(任期は4年。再選は1回のみ可)。国連事務総長の指揮及び権能の下で、国連の人権分野における諸活動を総括し、これら活動に対し全般的な責任を負う。

公正な裁判は遠く

2009年6月11日、公判前整理手続き第4回協議の間近になって、検察側はようやく26通の文書だけを弁護団に開示しました。ところが開示された文書は、あちこちが虫喰い状態で、ページ番号もところどころ飛んでいるものだったとのこと（以下は、弁護団が報道陣らに配布した予定主張からの情報）。

開示されたとはいっても、大半の証拠はまだ検察の手中にあり、開示された文書も、白紙片を貼るなどマスキングをした空白が目につきました。ページの連番から類推すると、あちこち抜いてあるのが明白で、「開示」とは名ばかりのものでした。

とはいえ、いくつかの興味深い情報は読み取ることができました。たとえば、検察の事情聴取を受けた乗組員たちが、会社（共同船舶）からもらった「お土産鯨肉」の重量にはかなりバラつきがあり、それ以外にも「皮とベーコン（ウネスの加工品）をもらった」と語っています（*1）。鯨研と共同船舶はこの間、「お土産はない」から「毎年、日本鯨類研究所から鯨肉を買い取り、下船時の乗組員への土産用として一人当たり塩蔵ウネス約8kgと赤肉小切約1.6kgを配付」へと説明を変えていました（*2）。そのうえで「前年度の価格で買い取っている」と説明するのですが、共同船舶のある部長は、「乗員用土産の鯨肉の代金については、鯨研の在庫を会計年度末に全量買い取る際の金額を値引きしてもらおう形で精算している。これは口頭での合意事項だ」などと供述しています（*1）。つまり鯨研と共同船舶は、「買い取った」と言いながら、実際には土産用クジラ肉分の代金の授受が会計帳簿上に表れない形で処理しているのです。

グリーンピースが情報公開請求によって水産庁から入手した資料の中に、販売総量、販売先、金額などがすべて黒く塗りつぶされた書類があります。弁護側は、当然そこに「土産用クジラ肉」の買い取り量や金額も記載されていて、それを伏せたのだとにらんだのですが、売買の枠外の授受であれば記載はありません。つまり水産庁が隠したかったのは、個々の業者のプライバシーではなく、鯨研と共同船舶のついたウソだった可能性があるのです。共同船舶は1000～2000 t もの不良在庫を買い取る見返りに、土産用クジラ肉たかだか3 t 程度の代金を「値引き」させてよしとしています。民間企業にはありえないことですが、競合他社のない会社にとっては受け入れ可能なリスクなのでしょう。調査捕鯨をめぐる3者は、このようにして互いを巧妙にかばい合っているのです。

6月17日、弁護側はマスキングされたり抜いたりされた部分の非開示理由を問い、さらなる開示を検察側に求めました。ところが検察側は、文書の非開示部分は関係者のプライバシーに関わる部分であり、本件とは無関係だと回答。また、開示部分だけで横領鯨肉などないことは明白だとも主張しました。しかも検察側は裁判所に対し、「被告人の弁護団は、過剰な開示請求を行うことにより公判前整理手続きを不当に引き延ばしている」と、7月3日に苦情申し立てまで行いました。



2008年4月。金沢港に着岸した捕鯨母船日新丸から降ろされる鯨肉入りの箱。

*1: 2009年11月20日付けで弁護団が提出した予定主張より。

*2: <http://www.icrwhale.org/pdf/080718Release.jp.pdf>
「鯨肉をめぐる問題についての報告書」（2008年7月18日）

公正な裁判は遠く

弁護側は繰り返し証拠開示を求めましたが、司法は棄却を続けました。

7月17日、弁護団は青森地方裁判所に証拠開示命令請求をしました。検察側が被告人らの無罪を証明する証拠を自主的に開示しようとしないうのですから、公平な裁判への頼みの綱は裁判所でした。

ところが8月10日、青森地裁は弁護団の請求を棄却しました。

「被告側の証拠開示命令請求は、公判前整理手続きが裁判の早期決着のために設置されている観点から明白に逸脱しており、捕鯨船の乗組員が鯨肉の横領にかかわったかどうかは当訴訟に無関係である」としました。検察側は当初から、佐藤と鈴木の動機がクジラ肉横領の証拠をつかむことだった点については認めているので、それ以上動機の背景を追求する必要はない、したがって証拠開示も不要だ、というわけです。

このようにして、クジラ肉横領の問題が裁判の争点からほとんどはずされ、佐藤と鈴木の行為が公正に裁かれることも、動機となったクジラ肉横領問題がマスコミを通してあぶり出されることも難しくなりました。このままでは、2人の裁判は単なる窃盗と建造物侵入の刑の軽重を問われるだけで終わってしまいます。

弁護側は、8月13日付けで仙台高等裁判所に即時抗告しました。被告人が99%有罪判決を受ける日本では、被告人の弁護団は刑罰をできるだけ軽くするために早く決着をつけることに注力するのが通例で、さらに開示を求めて抗告へと進むことはきわめて異例の選択です。

9月29日、仙台高裁は彼らの即時抗告を棄却しました。青森地裁が、「捕鯨船の乗組員が鯨肉の横領にかかわったかどうかは当訴訟に無関係」としたのに比べて「関係性は薄い」とした点では一歩前進とも評価できますが、この点以外は青森地裁の決定を踏襲するにとどまりました。

10月5日、公正な裁判を実現するために残された最後の手段である特別抗告を、弁護団は最高裁判所に行きました。この特別抗告を支援する声が世界中から寄せられ、著名な人権派の弁護士たちをはじめ、3000人以上が最高裁に手紙を送り、国際法のもとで日本は義務を果たすべきであるとして、佐藤らの行為の正当性を証明する証拠の全面開示を強く求めました。アムネスティ・インターナショナルは、「警察権力の乱用を許す一方で、政府の不正疑惑を暴露しようとしている人たちの表現の自由を侵害することを容認しないよう」開示を命令すべきだとの書面を送りました。

11月18日、最高裁は弁護団の特別抗告を棄却。判決文はわずか5行でした。



2009年10月5日、佐藤潤一と鈴木徹は、只野、日隅両弁護士とともに、東京高等裁判所記者クラブでの記者会見に臨み、最高裁判所に特別抗告すると発表した。もし検察側が主要な証拠を開示しなければ、公正な裁判を受ける権利を保障する日本国憲法第37条2、および市民のおよび政治的権利に関する国際規約第14条3bの違反になると主張した。左から、佐藤、只野弁護士、日隅弁護士、鈴木。

公判前整理手続きと立ちはだかる証拠開示の壁

2008年7月、佐藤と鈴木が保釈されてまもなく、青森地方検察庁は青森地方裁判所に対して公判前整理手続きの採用を要請しました。弁護団は強くこれに異議をとなえましたが、同年8月1日に青森地裁は検察側の要請を受け入れるとの決定を下します。

公判前整理手続きが終了したのは2010年1月。17カ月にもおよぶ弁護団と検察のかけ引きが繰り広げられました。

公判前整理手続きは、裁判員制度が2009年5月に始まるのを念頭に設けられた新しい制度で、裁判の迅速化を図るために、あらかじめ裁判に用いる証拠書類や招く証人の選定を済ませるものです。この手続きでは、検察だけが持っている重要書類を被告人や弁護団に見せるよう裁判所が命令することもあります。いままでの裁判では証拠書類や証人の採用・不採用の議論も法廷で行うため、公開性は保たれるものの裁判が長引く原因になっていました。このため、一般人から選出された裁判員が長期にわたって繰り返し出廷を求められるような負担を軽減することと、採用・不採用が確定するまでのやりとりがかえって判断の混乱を招くのを避けることが、公判前整理手続きには期待されています。

しかし、裁判員制度は殺人などの重大事件に適用されるものですから、佐藤と鈴木の前審はその対象外。したがって、通常ならば公判前整理手続きの対象ともなりません。それなのにあえて採用を要請した検察側の意図は、弁護団には容易に見て取れました。公判前整理手続きの非公開性を利用した「証拠隠し」です。

検察側は、鯨肉横領の存在を裏づける証拠を裁判書類からあらかじめ除外させることで、乗組員の非を白日の下にさらさず佐藤らの建造物侵入と窃盗の罪だけを法廷に裁かせようというわけです。佐藤と鈴木が告発しようとした「真実」を検察がもみ消すだけでなく、調査捕鯨の暗部を追及する者に対して検察が制裁を加えた事実まで隠蔽するかもしれません。最悪の事態を想定して、弁護団は公判前整理手続きの採用に強く異議を唱えましたが、青森地方裁判所は8月1日に公判前整理手続きを行うと決定を下しました。

厳しい展開が予想されるなかで弁護団がめざしたのは、検察が事情聴取した日新丸乗組員の供述調書を開示させることでした。そこにはかならずクジラ肉横領を伺わせる内容が記録されているはずだからです。開示させ、内容を確認した裁判所にその重要性を認めてもらい、証拠書類として法廷に持ち込ませることができれば、佐藤らが究明したかった不正行為そのものを法廷で明らかにすることができます。もちろん検察側にとって、それは「不都合きわまりない真実」です。「出せ」、「その必要はない」——検察側と弁護側の開示をめぐる長く熾烈な闘いが始まりました。



第1回公判前整理手続き。青森地方裁判所玄関前にて。

これまでの時系列表



調査捕鯨船団船員がクジラの肉を横領しているとの内部告発を受けたのが2008年初頭。佐藤と鈴木の逮捕・訴追を経て2010年2月に初公判が開かれ、9月に判決を迎えます。この間の主な出来事を時系列でまとめました。

2008年

1月: 日新丸に乗務したことがあるという人物からグリーンピースに内部告発あり。「乗務員が大量の鯨肉を船から勝手に持ち出し、一部を売りさばっている」などとのこと。グリーンピースは、以後4カ月におよぶ調査を開始。

4月15日: 日新丸が東京港に帰港。グリーンピースが監視したところ、着岸後まもなく、乗組員の私物とされる段ボール箱が93箱以上降ろされ、運送会社のトラックに積み込まれた。これらの出荷伝票を確認したところ、宛先は約30カ所、内容物は「ダンボール」「黒いナイロン」「塩漬け」などと記載されていた。

4月16日: グリーンピースの調査員が、輸送状況を追跡。一部が青森の西濃運輸配送所で積み替えられていることをつきとめ、内部通報どおりの中身であるかどうか確認すべく1箱持ち出して開封。

5月8日: グリーンピースの佐藤潤一が水産庁遠洋課長の成子隆秀氏に電話し、日新丸の乗組員が持ち帰る鯨肉の「お土産」の有無について尋ねた。成子課長は「お土産」は存在しないと明言。

5月15日: グリーンピースが東京で記者会見を開催。持ち出した箱に入っていた鯨肉を実際に提示し、乗組員による鯨肉横領が常態化していることをつきとめたと発表。同日、東京地方検察庁に日新丸の乗組員12名に対する告発状を提出。

5月20日: 東京地検が鯨肉疑惑についての告発を、証拠の鯨肉とともに受理。

5月27日: 佐藤と同僚の鈴木徹は、青森警察署に自分たちの行動を詳細に説明した上申書を提出。

6月11日: 昼頃、「検察は、乗組員による横領に関する捜査を打ち切る模様」と一部のマスコミが報道。その夕方、商業捕鯨再開を支持する国会議員らが集う恒例のパーティが国会議事堂そばで開かれ、鯨肉料理の数々が振る舞われた。

6月19日: 「明日、あなたを逮捕するそうです」と、マスコミから佐藤に電話が入り、直前インタビューを申し込まれる。

6月20日: 佐藤と鈴木の逮捕には警察官約10人、グリーンピース・ジャパン事務所等の強制捜査には70人以上の警察官が動員された。強制捜査は他に職員4人の自宅にもおよび、コンピューターと多数の文書が押収された。それらは捜査開始前からその瞬間を映像に収めようと待ちかまえていた多数のマスコミによって大々的に報道された。ほとんどの報道はグリーンピース批判に終始したが、わずかながら「調査捕鯨にも捜査のメスを入れるべきだ」と言及する報道もあった。同日、東京地検は、乗組員に鯨肉横領の嫌疑なしとして捜査打ち切りを発表。

6月30日: 世界各国の日本大使館で、佐藤らの勾留が不当であると訴える平和的な抗議行動が展開される。

7月10日: 国際NGO35団体が共同声明で佐藤らの勾留続行に懸念を表明。

7月11日: 佐藤と鈴木は勾留されたまま、建造物侵入と窃盗の罪で起訴される。

7月14日: アムネスティ・インターナショナルが佐藤と鈴木 of 逮捕・勾留について福田康夫総理大臣(当時)に懸念を伝える。

7月15日: 26日間の勾留を経て、佐藤と鈴木はそれぞれ400万円の保釈金を支払い保釈される。

2009年

1月19日: 鯨肉販売に関する文書と鯨研が水産庁に提出した過去数年分の報告書の写しが、グリーンピースの同庁に対する情報公開請求により開示される。しかし文書は至る所が黒く塗りつぶされており、重要な情報は隠されていた。

2月13日: 公判前整理手続き(第1回協議)

3月19日: グリーンピースは、1月19日に受け取った公開文書の黒塗り部分の開示を求めて異議申し立てをした。

3月23日: 公判前整理手続き(第2回協議)で、調査捕鯨関係者による鯨肉横領の有無を審議の対象とすべきと弁護団は主張、青森地裁は、この点についてさらに議論が必要と判断を保留した。

4月14日: 07年11月~08年4月の南極海調査捕鯨に同行していた水産庁の漁業監督官も「土産」のクジラ肉を受け取っていたことがわかり、同庁は16日国家公務員倫理審査会とともに事実関係の調査をはじめた。

5月15日: 公判前整理手続き(第3回協議)で、クジラ肉横領は争点にならないという検察官の主張が退けられる。今回の手続きのなかで、裁判官は船員によるクジラ肉横領の有無について一切審理しないことは困難であるとの見解を示し、「不必要」として横領関連の証拠の開示を渋っていた検察官に対し関連する証拠開示を再考するよう促した。

8月4日: 公判前整理手続き(第5回協議)の焦点は、弁護団が提出した証拠開示請求に対しての裁判所の判断だったが、裁判所は十分な時間を確保できなかったとしてその決定には至らなかった。

8月11日: 裁判所は、弁護側が開示を求めていた警察の記録や、佐藤らが持ち出した箱の所有者の供述調書などに関し、弁護側の開示請求を棄却。佐藤と鈴木は仙台高等裁判所へ抗告。

10月5日: 仙台高裁は佐藤らの抗告を棄却。弁護側は最高裁判所(東京)に特別抗告を行う。

11月: アムネスティ・インターナショナルを含め3000人以上の弁護士、個人、団体が最高裁に手紙で特別抗告の支持を示す。

11月18日: 最高裁は弁護側の特別抗告を棄却。佐藤らの無罪を証明する重要な手段が奪われる。

11月20日: 公判前整理手続き(第6回協議)。証拠や証人採用に関して意見が交わされたが、最終決定に至らず。

2010年

1月15日: 公判前整理手続き(第7回協議)。裁判所は、弁護側が証人としての採用を要請していた日新丸乗務員ら5人の採用を許可する。

2月15日: 午前10時、第一回公判開廷。

これまでの時系列表



2010年

2月8日: 国連人権理事会の「恣意的拘禁に関するワーキンググループ」が、グリーンピース活動家の佐藤と鈴木と鈴木逮捕・勾留は人権侵害と日本政府に意見を伝えていたことが発表された。

2月10日: 東京検察審査会へ審査申し立て。グリーンピース・ジャパンの星川と佐藤が調査捕鯨船団船員によるクジラ肉の横領を東京地検に告発し、2008年6月20日に不起訴処分とされたことについて、東京検察審査会に審査を申し立てた。

2月15日: クジラ肉裁判初公判、青森地方裁判所で開廷。共同船舶の幹部と西濃運輸の青森支店長の証人尋問など。

3月8日: 第2回公判、ダンボール箱のクジラ肉のやりとりに関わった共同船舶元船員の証人尋問など。

3月9日: 第3回公判、「クジラ肉の横領を目撃した」とグリーンピースに内部告発情報を提供した元船員の証人尋問と、佐藤の主尋問。

3月10日: 第4回公判、佐藤に対する検察の反対尋問と鈴木の主尋問および反対尋問。

3月11日: 第5回公判、国際人権法・メディア法の専門家、フォルホーフ教授の証人尋問。

4月12日: 東京検察審査会へ新たな証拠を提出。第5回公判までの中で明らかになった調査捕鯨関係者らの組織的なクジラ肉横領への関与と隠ぺいの追加証拠を提供。

4月26日: 東京検察審査会、「不起訴相当」を決議。グリーンピースは決議が不当であるとのコメント発表。

5月14日: 第6回公判、ダンボール箱のクジラ肉を自宅へ送っていた日新丸船員と「土産クジラ肉」の製造に深く関わる船員の証人尋問。

6月8日: 第7回公判、結審。弁護団の最終弁論と佐藤・鈴木の最終陳述。検察は両名ともに1年6カ月を求刑。またクジラ肉のDNA鑑定結果が証拠採用され、箱の送り主の「複数の人から分けてもらったクジラ肉を半分に切った」という証言が崩れる。

9月6日: 判決。青森地裁が「懲役1年、執行猶予3年」の判決を下し、即日控訴。

12月22日: 水産庁が記者会見を開き、調査捕鯨船の運航会社である共同船舶株式会社から水産庁の職員がクジラ肉を受け取っていたとして謝罪するとともに、関与した職員5名を懲戒処分としたことを発表した。

2011年

5月24日: 仙台高等裁判所で、控訴審第一回公判(2011年5月1日現在)

寄せられる支援の声

一般からの支援

佐藤潤一と鈴木徹の逮捕の逮捕が報じられると、世界中の人々が各国の日本大使館前に集まって抗議の声を上げました。最初の世界一斉行動の日には、25カ国で平和的なイベントが夜を徹して繰り広げられ、2人を支持するという内容の手紙を大使館に届けたり、彼らの扱いがいかに不当であるかを訴えたりする展示が行われました。いまでも定期的に、大使館前での抗議行動が続いています。2人のことは「Tokyo Two (T2)」として広く人々に知られるようになりました。

2008年12月には2人の公正な裁判を求めて各国のグリーンピース事務局長らが東京に集い、麻生総理大臣(当時)に要望書を提出しました。また、33万人以上が世界各国からオンラインアクションに参加し、14万人が折り紙のクジラを日本政府に送って、2人の釈放を求める嘆願書に署名し、いまでも裁判と調査捕鯨のゆくえに注目し続けています。

国際法の権威として著名な専門家4人が、2人を擁護する立場から専門意見を青森地方裁判所に提出しました。その1人であるアレク・フォルホーフ教授(ベルギーのヘント大学およびデンマークのコペンハーゲン大学)は、以下のように結論づけています。

「……建造物侵入と窃盗の容疑で佐藤と鈴木を逮捕・留置・告訴したこと、またそれ以上にグリーンピースの事務所と職員の自宅を家宅捜査し、コンピュータを含めさまざまな物品を押収したことは、国際基準から見て不当であり、佐藤と鈴木、およびグリーンピース・ジャパンの表現の自由に対する過度な干渉である」(*1)

国際NGOのサポート

2008年に、アムネスティ・インターナショナル、IFAW(国際動物福祉基金)、WDCS(クジラ・イルカ保護協会)、国際動物愛護協会が日本の内閣総理大臣に共同声明を提出し、「佐藤潤一と鈴木徹を釈放し、グリーンピース・ジャパンはじめ日本で活動しているすべてのNGOに、国際法で保障されている平和的な抗議を計画・実施する権利を認めるよう求める」と要請しました。

アムネスティ・インターナショナルは2009年にも改めて内閣総理大臣宛に書簡を送り、佐藤と鈴木の本質と行動は認められるべきであるとしました。この件の担当者であるマイケル・ボハネック氏は、「政府による彼らの訴追は、表現の自由や結社の自由を不当に侵害するもの」とコメントを寄せています。

国連は、日本が人権基準を遵守していないことに対し、近年3回勧告を行っています(*2)。

1. 国連人権委員会、2008年12月18日、市民的および政治的権利に関する国際規約40条の下で提出された第5回日本定期報告の結論、UN Doc. CCPR/C/JPN/CO/5 関連段落: 18と26。
2. 国連拷問禁止委員会、2007年8月3日、拷問禁止条約19条の下で提出された初回日本定期報告の結論、UN Doc. CAT/C/JPN/CO/1 関連段落: 13と15
3. 国連人権委員会、1998年11月19日、市民的および政治的権利に関する国際規約40条の下で提出された第4回日本定期報告の結論、UN Doc. CCPR/C/79/Add.102 関連段落: 26

*1: 2009年3月1日意見3ページ、http://www.greenpeace.or.jp/press/releases_en/attached/20090323EvidenceVoorhoof.pdf

*2: <http://tb.ohchr.org/default.aspx>



グリーンピースの各国支部から事務局長らが集まり、東京渋谷の交差点で、佐藤潤一と鈴木徹を支援するアピールを行う。掲げているプラカードには様々な言語でメッセージが書かれている。

© GREENPEACE / JEREMY SUTTON-HIBBERT



世界中で何千人もの人が、日本大使館の外で佐藤と鈴木逮捕に抗議した。

© GREENPEACE / TIM AUBRY



INTERNATIONAL
FUND FOR
ANIMAL WELFARE



WDCS
Whale and Dolphin Conservation Society



著名人の支援の声も相次ぐ

海外からはノーベル平和賞受賞者のデズモンド・ツツとベティ・ウィリアムズ、音楽家のブライアン・アダムズ、俳優のベニシオ・デル・トロ、エマ・トンプソン、エド・バーンズ、タンディ・ニュートン、ウィリアム・シャトナー、ドイツのロックバンド、スコルピオンといった国際的な著名人が佐藤と鈴木の支援を表明しています。

国内でも、以下の3人を含めて多くの人びとが二人の裁判に注目し、応援のメッセージを寄せています。

「日本の裁判システムの質が問われる事件です。事件を矮小化させて収束させることなく、問題の背景と全容が裁判をきっかけに国民の前に明らかにされることを期待して応援しています。私たちは権力の監視こそが民主主義の本質であることを忘れてはなりません」

——伊藤真(弁護士・伊藤塾塾長)

「政府が罪を犯し、それを隠ぺいしようとしたときに、市民側が証拠隠滅を防止するために差し押さえることは犯罪でしょうか。これが犯罪なら政府、為政者はやりたい放題になります。『相手がグリーンピースだから仕方ない』と言うとしたら、あなた自身のときもそう言われるかもしれません。メディアはあなたのイメージを勝手に作るからです。松本サリン事件の時のように、これは市民の『監視権』が認められるかどうかの問題だと思えます」

——田中優(未来バンク代表)

「この事件の当初から、政府と裁判所が一体となって動くさまに、そしてマスコミの報道のしかたに呆れています。『この裁判の結果は、国民・市民が政府の行為をしっかりとチェックし、問題があれば変えられる社会に脱皮するか、それとも国策なら政府三権やメディアまで一体となって押し通す戦前・戦中と大差ない社会が続くのか、日本の民主主義の未来を左右するでしょう』という、グリーンピース・ジャパンの考えに賛同します。グリーンピースが大きなリスクを冒して用意してくれたこの論議の場に注目し、それを日本社会の転換——本当の意味でのチェンジ——へのスプリングボードにしようとする草の根運動の環に連なりたいと思っています。」

——辻信一(明治学院大学国際学部教授)

「ホントの事を知りたいと思います。海外の友人たちから、日本の調査捕鯨のあり方について、さまざまに質問されます。日本の伝統文化だから……という返事だけでは、環境に対する日本のありかたそのものを、時に理不尽に否定されるような対応を受けて、とても不愉快な思いをします。ぜひこの裁判で、日本の調査捕鯨が持つ問題と、グリーンピースがしたことの意味を、中立的な立場で知りたいと願っています」

——湯川れい子(音楽評論家)

鈴木がオーストラリアを訪問

2009年9月、鈴木徹はオーストラリアを訪問し、政治家や政府高官、報道陣、一般市民と交流して2人のクジラ肉裁判へ関心を喚起しました。また、日本にも政権交代が起きたことで、南極海の調査捕鯨が見直されるきっかけになるかもしれないと注目を呼びかけました。鈴木は、野党自由党のグレッグ・ハント議員、緑の党のレイチェル・シーワート上院議員、首都特別地域下院議長のシェーン・ラトゥンベリー、ニューサウスウェールズ州のイアン・コーエン州議会議員、オーストラリア外務省の高官などと面談し、さらに現環境大臣であるピーター・ギャレット議員の事務所も訪ねました。



©GREENPEACE/JOHN COBB

写真 ロックスターのブライアン・アダムズはこの裁判を広く知らせる助っ人を名乗り出てくれた。BBC放送出演の際にも2人が裁かれることを非難している。



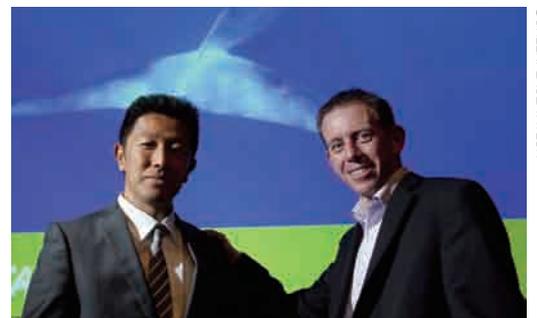
湯川れい子さん(音楽評論家)



田中優さん(未来バンク代表)



伊藤真さん(弁護士・伊藤塾塾長)



©GREENPEACE/TAYLOR

写真 鈴木徹が、オーストラリアの国会議事堂で鯨肉横領スキャンダルに関するプレゼンテーションを行った後、オーストラリア緑の党のシェーン・ラトゥンベリー議員と鈴木が、写真撮影に応じる。鈴木は、南極海での調査捕鯨を中止することを話し合うためにオーストラリアに赴いた。この50年間で初めて起きた日本での真の政権交代によりこのチャンスが生まれた。